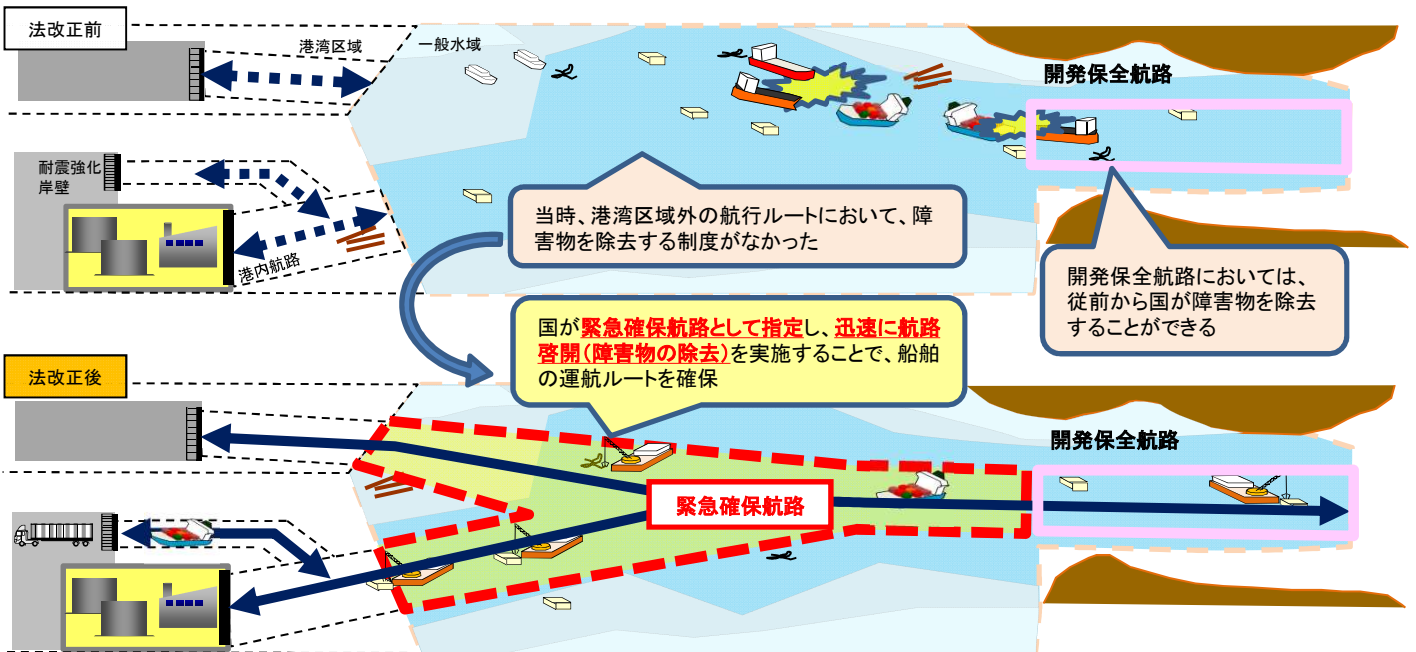


平成28年7月1日 近畿地方整備局・中国地方整備局
四国地方整備局・九州地方整備局

平成28年7月1日 瀬戸内海に係る緊急確保航路が指定されました

- 東日本大震災で発生した津波により、大量の貨物が流出し、航路を塞いだことで、緊急物資輸送船をはじめとする船舶の航行が、困難となりました。
- この教訓を踏まえ、平成25年6月に港湾法が改正され、非常災害時に港湾に至る船舶の交通が困難となる恐れのある水域について、緊急確保航路として指定することとなりました。
- 災害が発生した際には、国が緊急確保航路において迅速に啓開作業を行うこととしています。
- 平成26年1月に、東京湾、伊勢湾、大阪湾に係る緊急確保航路が指定され、南海トラフ地震等で同様の被害が想定される「瀬戸内海に係る緊急確保航路」について、今回、追加指定されました。



緊急確保航路に係るイメージ図

○ 占用許可に関する経過措置

緊急確保航路内に、工作物(漁礁や海底ケーブル等)の設置等を行う場合は、占用許可が必要となります。また、新たに指定する区域に、現在設置されている工作物は、経過措置の期間が終了する下記期限までに、占用許可を受けていただくことが必要となります。

【 占用許可に関する問い合わせ先 】

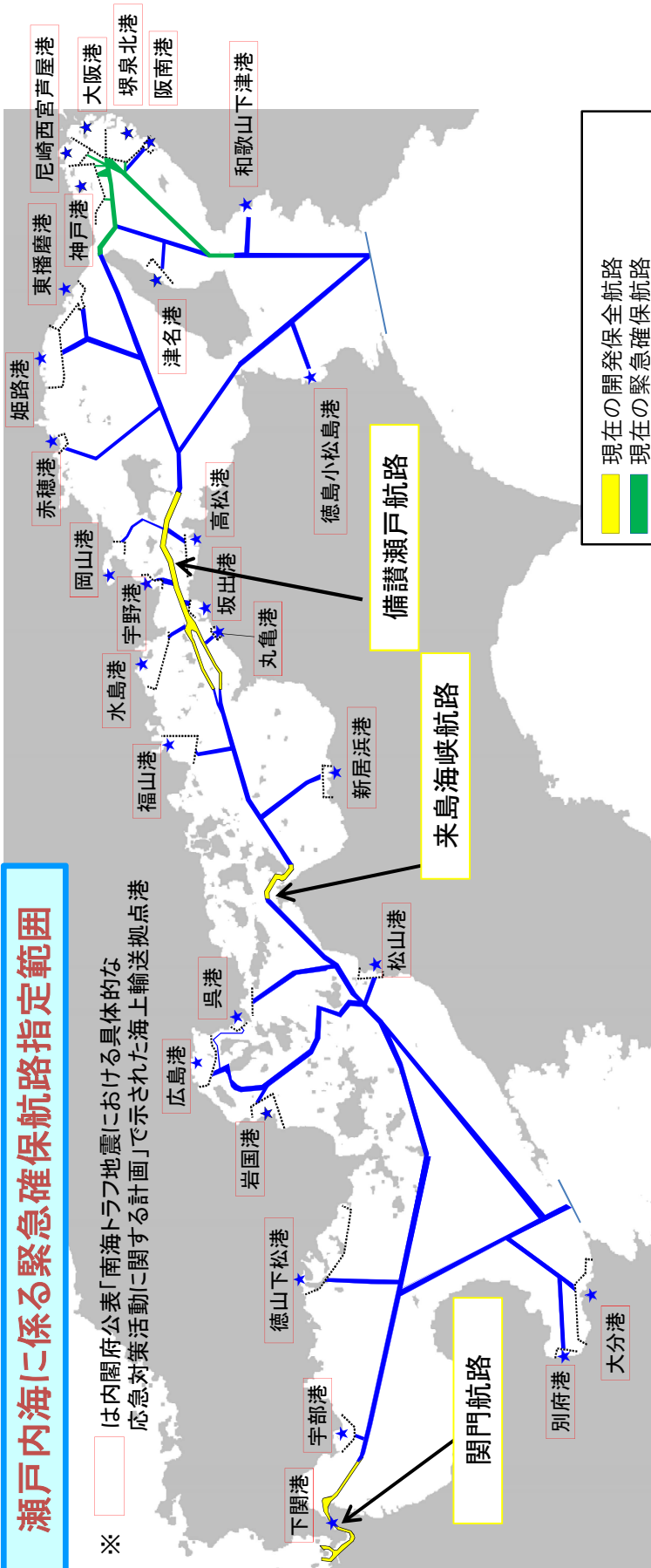
担当整備局	問い合わせ先	電話番号	経過措置期限
近畿地方整備局	近畿地方整備局 港湾管理課	078-391-6374	平成28年9月30日
中国地方整備局	中国地方整備局 港湾管理課	082-511-3904	平成28年9月30日
四国地方整備局	四国地方整備局 港湾管理課	087-811-8329	平成28年9月30日
九州地方整備局	九州地方整備局 港湾管理課	092-418-3352	平成28年9月30日

【 緊急確保航路の指定及び制度に関する問い合わせ先 】

担当整備局	問い合わせ先	電話番号	FAX
近畿地方整備局	近畿地方整備局 港湾空港・防災危機管理課 柴田、松葉、宮本	078-391-3101	078-325-8288
中国地方整備局	中国地方整備局 港湾計画課 苔口、阿式、伴田	082-511-3905	082-511-3910
四国地方整備局	四国地方整備局 港湾計画課 戸田、亀岡、井上	087-811-8330	087-811-8426
九州地方整備局	九州地方整備局 港湾計画課 鮫島、甲斐、鈴木	092-418-3358	092-418-3037

瀬戸内海に係る緊急確保航路指定範囲

※ [] は内閣府公表「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」で示された海上輸送拠点港



現在の開発保全航路
現在の緊急確保航路
今回追加した緊急確保航路